

# 【団体向け】令和6年能登半島地震 災害ボランティア活動費等助成事業実施要項

みえ災害ボランティア支援センターでは、令和6年能登半島地震及び被災地における9月の豪雨による被災者を支援するため、三重県内の団体等が災害ボランティア活動を行う場合の活動費等の一部を助成します。

【助成総額（第4次募集分）80万円】

◆本助成は、多くの県民、団体等のみなさまからお寄せいただいた、みえ災害ボランティア支援センターボランティア活動支援金によって行われます。

- 活動の実施を検討される場合は、被災地の負担にならないよう情報収集はホームページ等で行い、被災自治体等への電話やメール等でのお問い合わせはお控えください。
- 被災地の市町村や支援団体等と連携を図ったうえで活動を計画してください。
- 特に炊き出し等の支援は、各自治体のフォームで事前登録を行い、必ず、各市町村等の窓口と調整のうえ、行ってください。

## 1 助成金額

1団体あたり10万円を上限とする

※対象期間内のエントリーは1団体につき1回に限る

※別途募集をしている個人向け助成との重複申請はできません

※第1次、第2次、第3次募集において助成を受けた団体の応募も可能です

※他の助成制度との併用は認めますが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできません

## 2 助成対象団体

次の(1)～(4)のすべての要件を満たすこと

- (1) 三重県内に拠点を置く、被災者支援活動を行う団体等（NPO・ボランティア団体ほか、各種団体等）であること
- (2) 定款や規約等が整備されているなど、組織化された団体等であること
- (3) 代表者の年齢が18歳以上であること（年齢は申請時点）
- (4) 団体の構成員が反社会的勢力と関わりがないこと

### 3 助成要件

次の（１）～（７）のすべての要件を満たすこと

- （１）被災地ニーズに沿った支援活動（高齢者、子ども、外国人、福祉・介護、ペット関連、生活支援等）  
※現地での活動が営利活動、政治活動、宗教活動と認められる場合や受益者負担を求める活動を行う場合及び業務で被災者支援活動を行う場合は対象としない
- （２）現地災害ボランティアセンターや市町村社会福祉協議会、県・市町村災害対策本部、被災者支援を行う NPO 団体等と必要な連携を図り、活動証明（受入決定）を得られる活動であること  
※参考様式がありますので各自で印刷をして、必ず現地に持参してください。
- （３）被災地における災害ボランティア活動が実動２日以上であること
- （４）自己責任・自己完結を徹底し、現地における活動調整、健康・安全管理は自らの責任で行うこと（食料・飲み水、宿泊場所、移動手段、活動に必要な資機材等は、ご自身でご準備ください）
- （５）活動者全員が、ボランティア活動保険（天災・地震補償プラン）に加入していること
- （６）感染リスクを拡大しないよう適切な配慮をして活動を行うこと
- （７）公序良俗に反する行為を行わないこと

### 4 助成対象経費

- （１）活動費  
支援活動に必要な物品、資機材、消耗品の購入費、印刷製本費等
- （２）旅費
  - ア 公共交通機関運賃（実費） 【別表 1】
  - イ 自家用車の燃料代 【別表 2】
  - ウ 高速道路利用料（実費） 【別表 2】
  - エ レンタカー利用料（実費）
  - オ 宿泊費（実費。ただし 1 人 1 泊当たり 5,000 円/日を上限とする）

【別表1】公共交通機関

交通費（公共交通機関）		
利用区間	JR・私鉄	バス
100km 未満	運賃	運賃
100km 以上	運賃+特急	運賃

【別表2】自家用車等

交通費（自家用車利用）			
移動距離(片道)	燃料代	高速道路利用料	駐車料金
50km 未満	23 円/km		実費
50km 以上	23 円/km	実費	実費

【留意事項】

※出発地から被災地（現地災害ボランティアセンターや活動場所）までの合理的かつ経済的な往復経路に係る交通費を対象とします。

※高速道路利用時は、合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とします。ただし、高速道路が寸断される等、特別な事情がある場合は、対象とします。

※宿泊費には、食事代は含めないものとします。ボランティア用の臨時施設など領収書の出ない場合は、拠出した費用が分かる資料を提出してください。

## 5 活動対象期間

令和6年1月1日（月）から令和6年11月30日（土）まで

（現地での実動が上記範囲内に2日以上あれば、出発・帰着日は問いません）

※ただし、第1次、第2次、第3次募集分で助成を受けた団体については、令和6年10月1日（火）から令和6年11月30日（土）までを対象期間とします。

## 6 エントリー受付期間

令和6年9月27日（金）から令和6年10月25日（金）まで  
必ず活動前に、以下のフォームによりエントリーを行ってください。  
エントリー用フォーム <https://logoform.jp/form/8vMX/485437>



- ※受付期間内にエントリーがない場合は助成ができません。必ず活動前にエントリーを行ってください。
- ※助成総額に達した場合は、本助成に初めてエントリーしていただいた団体を優先させていただきます。
- ※受付期間前（1月1日（月）から9月26日（木））に行った活動を申請する場合は、速やかにエントリーをしてください。
- ※対象期間内のエントリーは1団体につき1回に限りますので、対象期間内に複数回活動を予定している場合は、まとめてエントリーしてください。

## 7 助成金交付申請

（1）エントリーされたすべての活動が終了した後10日以内に、以下の5点の書類を、事務局に郵送又は持参により提出してください。期限を過ぎても書類の提出がない場合は、助成金を交付できない場合がありますので、必ず期限内にご提出ください。

- ① 助成金交付申請書及び実績報告書（様式1）
- ② ボランティア活動証明書（参考様式）
  - ・現地災害ボランティアセンターまたは被災地支援を行うNPO団体等が証明または発行したもの（活動日・活動日数・人数等が確認できること）
- ③ 定款又は規約等
- ④ 助成の対象経費（1）活動費（2）旅費の領収書・明細書のコピー
- ⑤ 口座振込依頼書（様式2）

※活動の様子がわかるSNS投稿などのアドレスも、ぜひ情報提供をお願いします。

### 【郵送・持参先】

〒514-0009 三重県津市羽所町700番地 アスト津3階  
みえ県民交流センター内 みえ災害ボランティア支援センター事務局  
（三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課NPO班）  
（平日8時30分から17時15分まで）

- (2) ご提出いただいた書類を事務局で確認したのち、申請後 1 ヶ月以内をめぐりに交付決定を通知し、申請者の指定する口座へ入金いたします。入金後はメールでお知らせいたします。

## 8 備考

- (1) 必要書類の不備や虚偽の申告があった場合、助成できません。
- (2) ボランティア活動証明書については、発行元に確認の問合せをさせていただくことがあります。
- (3) 交付申請時にいただいた報告資料等は、本事業報告書等に使用させていただく場合があります。
- (4) ご提供頂いた個人情報・団体情報は、みえ災害ボランティア支援センター事務局にて適正に管理し、本事業の他、今後の災害発生時や平時からのネットワークづくりに活用させていただく場合があります。
- (5) 対象期間内で複数回活動する場合は、現地での活動日数を合算できます。(例：現地での活動が 10/3、11/9 の場合 実働 2 日となります。)
- (6) 天候等でやむを得ず活動が中止になった場合も、現地での活動日数にカウントしますので、ボランティア活動証明書を取得いただくようお願いいたします。

## 9 お問い合わせ

みえ災害ボランティア支援センター事務局

(三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班)

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階

みえ県民交流センター内

TEL 059-222-5981 E-mail noto.mvsc@gmail.com

(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

### ◆ みえ災害ボランティア支援センターとは

- 災害発生時に設置され、以下の幹事団体が官民協働で運営します。
- ・ 特定非営利活動法人 みえ防災市民会議
  - ・ 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター
  - ・ 三重県ボランティア連絡協議会
  - ・ 公益社団法人日本青年会議所 東海地区 三重ブロック協議会
  - ・ 日本赤十字社 三重県支部
  - ・ 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
  - ・ 三重県 (ダイバーシティ社会推進課、災害対策推進課、地域福祉課)